

組合員の皆さまへ

建設連合国民健康保険組合には 傷病手当金の制度があります。

傷病手当金は、組合員が病気やけがで3日以上入院をして仕事を休み、賃金が支給されない場合、申請により支給されます。

●支給金額

入院1日につき5,000円

●支給対象期間

入院した期間（同一疾病につき通算40日まで）

●手続きの方法

「国民健康保険傷病手当金支給申請書（医師の証明が必要）」を記入し、所属の支部にて申請をしてください。

※けがの場合は、「負傷（傷病）原因報告書」が別途必要です。

新型コロナウイルス感染症に係る取扱い

組合員が当該感染症に感染し、入院はしないが医師や保健所等の指示で自宅又は宿泊施設において療養を行うために仕事ができず、賃金が支給されない場合、その間、入院をしたものとみなし、傷病手当金の支給対象といたします。（医師や保健所等の証明が必要）

本取扱いの対象期間は、令和2年8月1日から令和4年3月31日までを目途として取り扱うこととします。

ただし、状況により、期間の延長等を行うことがあります。

詳しくは、所属の支部へお問い合わせください。

裏面もご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 Q & A

Q 1 発熱等による新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、医療機関に3日間入院しました。傷病手当金は支給対象になりますか。

A 1 3日以上入院をした場合は、支給対象になります。

Q 2 新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、保健所の指示で自宅または宿泊施設において療養（以下、「宿泊療養等」という）した場合は、傷病手当金の支給対象になりますか。

A 2 感染疑いの場合は支給対象外です。新型コロナウイルス感染症に感染した方で、保健所等の指示により宿泊療養等した方は対象となります。（支給対象となる要件について、詳しくは所属の支部へお問い合わせください。）

Q 3 濃厚接触者となり、事業主（又は請負先）から自宅待機を求められましたが、傷病手当金は受けられますか。

A 3 新型コロナウイルス感染症に感染していないため、支給対象とはなりません。

Q 4 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象になると聞きました。その場合も傷病手当金の支給対象となりますか。

A 4 労災保険の対象になる場合は、支給対象外です。

Q 5 支給されるまでどのくらいかかりますか。

A 5 申請書をご提出いただいた日から約2か月後に口座に振込を行う予定です。申請の内容によっては審査にお時間をいただくため、遅れる場合もあります。また、審査の結果、不支給となる場合もあります。